

札幌市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
令和2年（2020年）2月18日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例
札幌市動物の愛護及び管理に関する条例（平成28年条例第22号）の一部
を次のように改正する。

第2条第2号中「第26条第1項」を「第25条の2」に改める。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

（理 由）

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴う規定整備を行うため、本
案を提出する。